

鎌倉市消防本部告示第2号

指定催しの指定について

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）第43条の2第1項の規定に基づき、鶴岡八幡宮初詣を指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和7年（2025年）11月13日

鎌倉市消防長 高橋 浩



- 1 催しの開催場所
鶴岡八幡宮境内
- 2 催しの名称
初詣
- 3 催しの開催期間
令和7年（2025年）12月31日（水）から
令和8年（2026年）1月5日（月）まで